

## 一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会 休会規程

### (目的)

第1条 本規程は、一般社団法人日本摂食嚥下リハビリテーション学会（以下、「本学会」という。）会員の休会に関して定める。

### (休会の定義)

第2条 本学会の会員は、以下の各号のいずれかに該当し、本学会の会員としての任務が遂行できない場合は、理事会の議を経て、休会することができる。

- (1) 国外留学または国外赴任
- (2) 出産、育児または介護
- (3) 健康障害
- (4) その他、理事会が認める理由

- 2 休会期間は、本学会の法人年度（毎年8月から翌年7月まで）の単位で認められるものとし、原則として3年間を限度とする。
- 3 休会期間の年会費は、免除するものとする。
- 4 休会期間中は、本学会会員としての権利を執行することはできない。

### (休会の手続き)

第3条 本学会の会員が休会を希望するとき、休会申込書（様式1）を用いて、理事長あてに申請することができる。ただし、申請者は休会申請する年度までの年会費をすべて納入していなければならない。

- 2 理事会は、休会申込書に基づき審議し、結果を申請者に通知する。
- 3 休会期間を延長したいとき、再度休会申請の手続きを実施しなければならない。

### (復会の手続き)

第4条 休会中の者が、本学会会員への復帰（以下、「復会」という。）を希望するとき、復会申込書（様式2）を用いて、理事長あてに申請することができる。

- 2 理事会は、復会申込書に基づき審議し、結果を申請者に通知する。
- 3 復会が認められたとき、申請者はすみやかに復会年度の年会費を納入するものとする。

### (休会中の会員としての権利)

第5条 休会中には、以下の各号に示すように、会員としての権利を行使することはできない。

- (1) 休会期間は会員歴に含まれない。
- (2) 学会雑誌は配布されない。
- (3) 会員として本学会誌へ投稿することはできない。
- (4) ホームページのマイページにログインして情報を閲覧することはできるが、会員向けメールは配信されない。
- (5) 会員として、学術大会や認定セミナーに参加することはできない。
- (6) 休会する会員が評議員である場合、評議員の権利は行使できない。

- (7) 休会中に、学会認定士の資格更新年度となる場合は、認定士資格更新に関する規程第10条に基づき、認定期間の猶予申請を行うことができる。
- (8) 学会認定士の申請（更新申請を含む）において、休会期間中の研修実績は加算されない。

（規程の変更）

#### 第6条

本規程は、理事会の議を経て、変更することができる。

#### 附則

本規程は、令和5年7月9日から施行する。